

70歳以上のかたに 高齢者バス優遇制度

秋田市にお住まいの満70歳以上のかたは、1冊1,000円の高齢者専用のバス回数券を半額の500円で購入できます。購入の際に必要な証明書の申請は、高齢福祉課で受け付けています。市営バス、中央交通のどちらでも利用できます。

なお、障害をお持ちのかたにさしあげている「福祉特別乗車証」の交付を受けているかたは対象になりません。

申請
場所

市役所分館2階の高齢福祉課

注意
する物

健康保険証など本人と確認できるもの
印鑑

問い合わせ

高齢福祉課 ☎(866)2095

お詫び 広報あきた3月23日号の14ページ「読者の伝言板」で掲載した『バス料金が65歳以上割引になったので...』の記事は、70歳以上のかたを対象にした高齢者バス優遇制度への感想を紹介したものでした。混乱を招く表現をしたこと、お詫びいたします。(広報課)

在宅知的障害者のショートステイ

宿泊をしない日中だけの利用もできます

ショートステイは、在宅で知的障害者を介護している家族が、急病、冠婚葬祭、介護疲れなどで介護できなくなった場合、施設で短期間(1週間以内)お世話するサービスです。4月から、宿泊をしない日中だけの利用ができるようになりました。料金は下表のとおりです。区分内であれば同じ料金で、知的障害者のための施設(竹生寮、柳田新生寮、高清水園、おまたの里)が利用できます。なお、これにより宿泊のない一時預かり(レスパイト事業)は、3月で終了しました。

サービス 内容	日中利用			宿泊利用
	4時間 未満	4時間以上 8時間以内	8時間 を超える	
重度 知的障害者	390円	770円	1,160円	1,550円
中軽度 知的障害者	550円	1,100円	1,660円	2,210円

問い合わせ

社会福祉課障害福祉担当 ☎(866)2093



消費者の利益を守る

消費者契約法がスタート

4月1日から、消費者と事業者との間で結ぶすべての契約に適用される「消費者契約法」が施行されました。消費者が契約時に、「嘘の説明をされた」「有利な話ばかりをし、不利益なことは話さなかった」など、事業者側に不適切な行為があった場合は、契約を取り消すことができます。また、契約書に消費者の権利を不当に害する条項があった場合は契約が無効になります。消費生活に関する苦情や相談は秋田市消費者センター ☎(866)2016へどうぞ。

7

文化選奨の候補者を 推薦してください

芸術・学術の分野で活発な創作活動を行い、すぐれた業績をあげたかたに審査・選考のうえ、文化選奨をお贈りしています。対象となるのは、秋田市民、または秋田市を拠点として活動している団体が、平成12年4月から13年3月までに創作、発表、刊行した作品

詳しくはお問い合わせください。
助成対象
芸術・学術に関する公演や講演会
秋田市に関する研究成果などの刊行
事業 など
問い合わせ 5月9日(水)まで文化課
☎(866)2246

8

HIV抗体検査に 性感染症検査を 追加しました

秋田市保健所でHIV抗体検査を受ける時、合わせて性器クラミジアと梅毒の検査もできるようにしました。検査は無料で、匿名で受けることができます。医師が相談を受け、採血して検査します。事前に予約してください。
検査の実施日 月第1・3金曜日、
午前9時～11時 毎月第4水曜日、午
後7時～9時
申し込み 健康管理課
☎(883)1180

です。推薦方法などはお問い合わせを。
問い合わせ 5月9日(水)まで文化課
☎(866)2246

9

難病のかたに ホームヘルパーを 派遣します

在宅で療養している、パーキンソン病などの難病や慢性リウマチの患者さんのお宅へ、週1～2回(1回2時間程度)家事や介護のお手伝いをするホームヘルパーを派遣しています。利用料は、ご家族の所得税額に応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

対象者 難病患者や慢性関節リウマチなどで、日常生活を営むのに支障のあるかた(身体障害者福祉法の施策の対象者や介護保険の要介護認定者は除く)
申し込み 健康管理課
☎(883)1180